

(株)エルライン ドライバーが関西ユニオンに加入！

7月18日と8月30日に団体交渉実施！

《2018年7月18日の団体交渉》

●会社は5年で調整給をゼロにするという方針を事実上撤回！

会社は調整給について、毎年20%減額し、5年かけてゼロにすると説明していました。しかし、組合が追及したところ、調整給の減額は、昇給分を限度とすると約束しました。つまり、2,000円昇給したら、調整給の減額は2,000円以内とするということです。

関西ユニオンは、調整給の減額は一切認めないという立場で、現在も交渉継続中です。

●会社は事故を起しても無事故愛車手当を減額しないと約束！

会社は、無事故愛車手当は固定的に支給している手当であって、事故を起こしてもこの手当を減額することはないと約束しました。

もっとも、事故について、労働者に故意や過失がある場合には、その程度に応じて、懲戒処分として1日分の賃金の半分を限度に減給することがあると説明しました。

なお、社内組合であるエルラインユニオンは会社と「賃金控除に関する協定書」を交わしていますが、これでは、「会社車両での業務上の事故弁済金及び業務上での商品事故弁済金が、100,000円未満の場合の賃金控除は、日給の50%を、その弁済額に達するまでの期間、賃金より控除する。」、「会社車両での業務上の事故弁済金及び業務上での商品事故弁済金が、100,000円以上の場合、免責額（現状100,000円）を賃金控除する。日給の50%を、免責金額に達するまでの期間、賃金より控除する。」等とされています。これでは、労働者に故意や過失がなくても減給されることになります。また、何か月も減給が続く可能性があります。

懲戒処分としての減給であれば、労働者に故意や過失がなければ減給はできません。また、1回の事故に対して1回だけしか減給できません。関西ユニオンは、エルラインユニオンが会社と結んだ協定書は労働基準法違反であり、無効だと考えています。

この点についても、関西ユニオンは引き続き会社と協議する予定です。

《2018年8月30日の団体交渉》

●会社は残業代の未払いがあることを認めました！

会社は、今年4月の給与改定までについて、残業代の未払いがあることを認めました。具体的には、残業代を算出する場合の、労働時間1時間当たりの賃金の金額の計算が間違っていたことを認めたのです。どういうことか、例を挙げて説明します。

《組合員Aさんの場合》

★これまでの会社の計算方法（間違った計算方法）

会社は、Aさんの労働時間1時間当たりの賃金を次のように計算していました。
(基本給：120,500円+無事故愛車手当：40,000円+課税通勤手当：25,000円+非課税通勤手当：4,100円+調整給：29,200円) ÷ (1ヵ月の労働時間：170時間)

=1,287円

残業1時間当たりの支払額：1,287円×1.3=1,673円

★正しい計算方法

(基本給：120,500円+固定残業手当 49,000円+無事故愛車手当：40,000円+課税通勤手当：25,000円+非課税通勤手当：4,100円+調整給：29,200円) ÷ (1ヵ月の労働時間：170時間)

=1,575円

残業1時間当たりの支払額：1,575円×1.3=2,047円

★残業1時間当たりの差額

2,047円 - 1,673円 = 374円

ですので、例えば1ヵ月80時間残業していたとすれば、

1ヵ月当たりの未払い残業代は、**29,920円**になります。

未払い残業代は2年遡って請求できるので、

24 月分だと 718,080 円になります。

関西ユニオンは、これからAさんの未払い残業代を計算して、会社に請求する予定です。

●未払い残業代はもっとあるかも！

なお、本来、残業代は、1分単位で支払わなければなりません。例えば、17時が所定の終業時間だとして、17時3分にタイムカードを打刻したら、3分の残業代を支払わないといけないのです。ところが、多くの会社が30分未満は切り捨てとか、15分未満は切り捨て、というふうにして残業代の支払いを誤魔化しています。3分とか5分とか大したことないと馬鹿にしないでください。例えば、毎日10分切り捨てられているとして、1年間で270日働くとすれば、2,700分です。時間に直すと45時間。残業1時間当たりの支払額が2,047円だとすれば、2年で以下のようにになります。

45 時間×2,047 円×2 年=184,230 円になります。

●未払い残業代の総額は？

Aさんの未払い残業代は、全部合わせると100万円近くになる可能性があります。

関西ユニオンでは、これからAさんの未払い残業代について計算し、会社に請求していく予定です。

関西ユニオンは、今後も㈱エルラインと団体交渉を続けて行きます。そして、団体交渉の度に、その結果をホームページにアップして㈱エルラインで働いているドライバーの皆さんにお知らせする予定です。

自分も調整手当をもらっているけれど今後どうなるか不安だ。
会社の車で事故をしたが、減給に納得できない。
自分も未払い残業代を支払ってもらいたい。

そんな方は、是非ご相談ください。

☎06-6881-0110